

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

(令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の概要)

令和3年6月17日
令和3年度第1回
障害者地域自立支援協議会
資料 5-2

通知の趣旨

- 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に関する取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するもの。
- これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるもの。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるもの。
- そこで、両者の積極的な連携を進めるため、連携に当たっての基本的な考え方や取組例を示したもの。

連携に当たっての基本的な考え方

- 連携の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、以下により日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることや市町村内で協力体制を構築することを提示
 - ・両者の制度を理解するための研修の実施
 - ・連絡調整担当者の設置
 - ・定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など
- 連携を進める際の留意点として、個人情報について本人からの同意を得ることなどの取扱いを提示

具体的な連携取組例

以下のそれぞれについて、基本的な考え方や対応例等を提示

- 多機関協働事業者と中核機関の連携
- 重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等
- 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

工程表における記載	KPI（令和3年度末の目標）	
	項目	数値等の目標 ※（ ）内はR1.10時点（一部除く）の実績値
I 制度の周知	・ 中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 <small>（参考値） ・ 成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）</small>	全1741市区町村 (559市区町村)
II 市町村計画の策定	・ 市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村 (134市区町村)
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・ 後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定	全47都道府県
	・ 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数	
	・ 2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入	
	・ 厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	
IV 地域連携ネットワークづくり	・ 中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数	全1741市区町村 (589市区町村)
	・ 中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数	800市区町村 (273市区町村)
	・ 中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数	200市区町村 (80市区町村)
V 不正防止の徹底と利用しやすいの調和	・ 協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村 (150市区町村)
	・ 国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数	3500人
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・ 全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 <small>※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。</small>	50%以上 (約12%（※）) <small>※H30.12末時点</small>
	・ 医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・ 成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し	措置のある法律 190

全市区町村に向けたKPIは、

広報・相談機能を有した

- ①中核機関（権利擁護センター等を含む）の整備、②市町村計画の策定、③協議会等の設置

市町村計画の法的根拠と国基本計画で示されている内容

成年後見制度利用促進法第14条、国基本計画p.20～21

「国基本計画」で示されている
市町村計画を定めるに当たって
具体的に盛り込むことが望ましい内容

● 権利擁護支援の地域連携 ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

● 地域連携ネットワークの中核機関の設置・運営方針

● 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする

● 「チーム」「協議会」の具体化の方針

● 成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

【盛り込むことが望ましい内容】について、さらに具体化

目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること

目標

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるように権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

ネットワークの役割

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

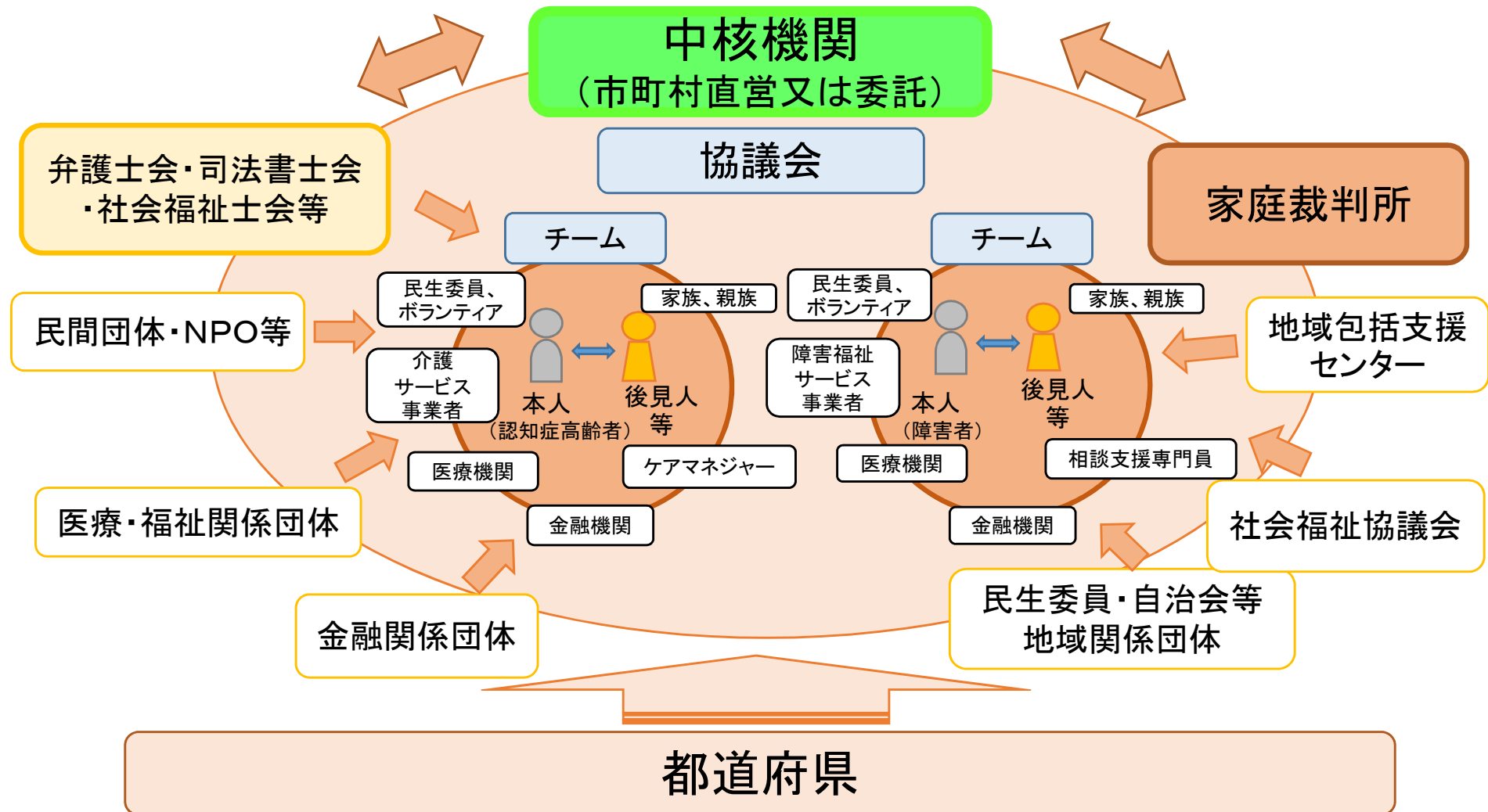
具体的な施策等の方針

- ✓ 中核機関の整備・運営の方針
- ✓ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
 - ・ 広報機能
 - ・ 相談機能
 - ・ 成年後見制度利用促進機能
 - ・ 後見人支援機能
- ✓ チーム・協議会の具体化の方針
- ✓ 助成制度のあり方

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思等を継続的に把握し必要な対応を行う。
※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的な連携・協力をするための合議体。
※中核機関…地域連携ネットワークが①広報、②相談、③利用促進(受任調整等)、④後見人支援の機能により、地域の権利擁護を果たすように主導する。



中核機関について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者マッチング)、④後見人支援

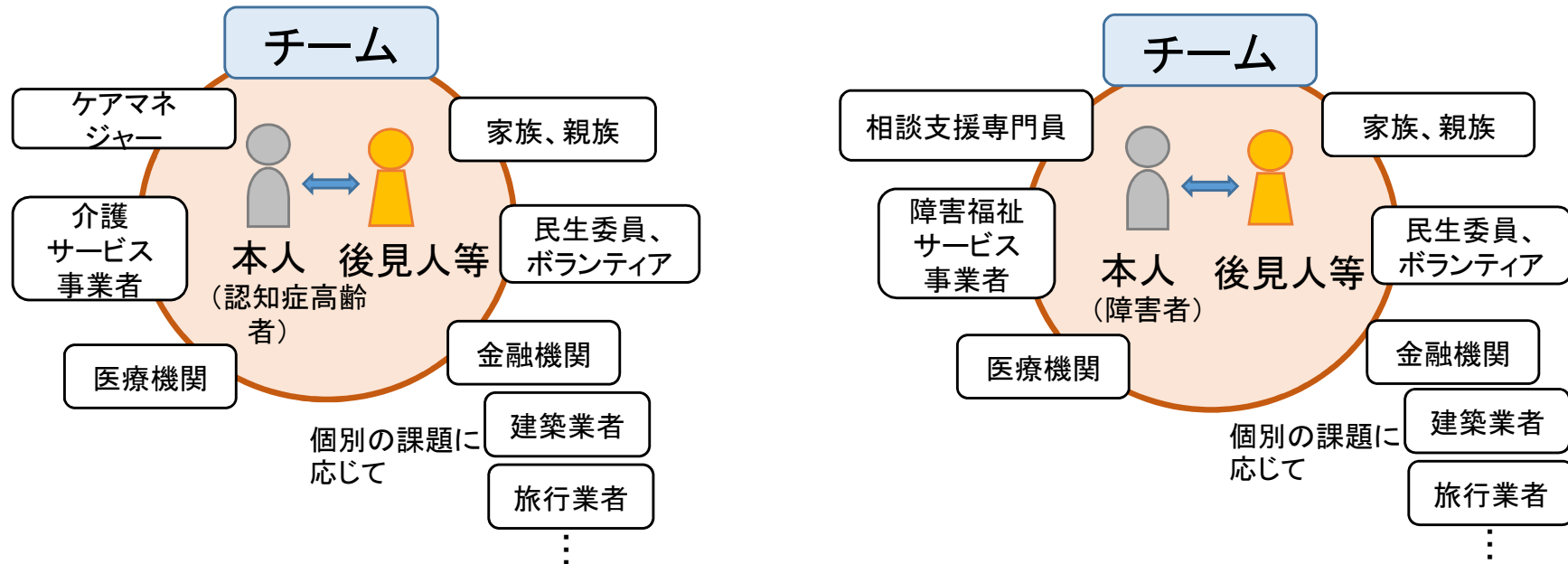
- 協議会の事務局

中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
(いわゆる箱物新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって**日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み**

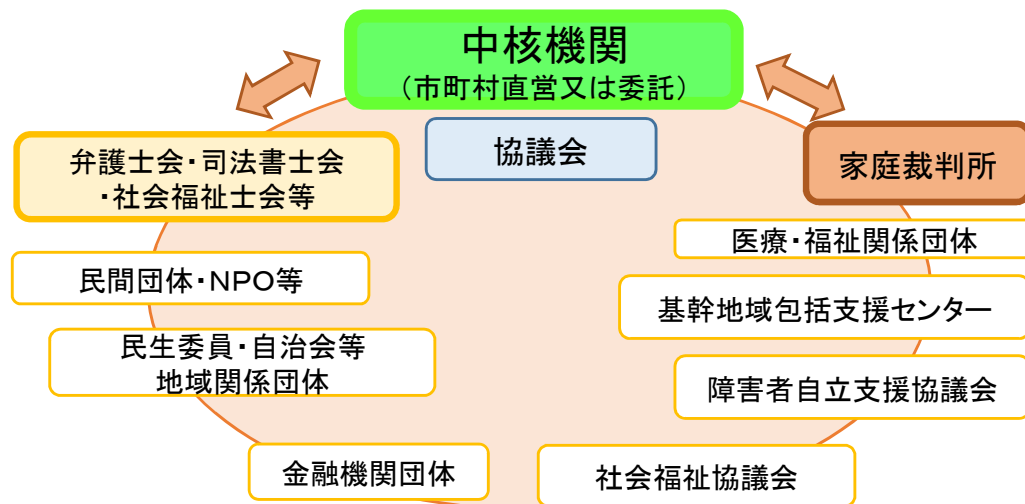
メンバー例 家族・親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者 等

エリア 日常生活圏域 等

「協議会」等合議体について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、**専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体**

メンバー例 上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定(例:商工会や警察など)

エリア 自治体圏域～広域圏域常生活圏域 等

都道府県が広域的・専門的支援を行う協議会を置くことも考えられる

「協議会」等合議体に期待される成果や実践例

【基本計画における「協議会に期待される成果」】

1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決

- ・ チーム(特に親族後見人等)への適切なバックアップ体制を整備すること
- ・ 困難ケースに対応するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
- ・ 多職種間での更なる連携強化を進めること

2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。

既存の協議会の活用例	協議会において話し合う地域課題の例
<ul style="list-style-type: none">・ 権利擁護センター等の運営委員会を活用・ 地域ケア推進会議を活用・ 自立支援協議会を活用・ 虐待防止ネットワーク連絡会を活用・ 生活困窮者自立支援法における支援会議を活用	<ul style="list-style-type: none">・ 診断書作成をしてくれる医療機関が少ない・ 本人情報シートの書き方についての周知の必要性・ 障害のある人の地域生活を支える後見人が少ない → 法人後見実施機関の養成へ・ 身元保証人等がない人の入院、転居の課題・ A地域で急増している消費者被害と、その対策について → 消費生活部門で開催している地域連携協議会との合同協議会開催企画へ・ 成年後見利用後の家族への支援のあり方について → 8050 問題への対応について

「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」p.234～参照

「市町村計画策定の手引き」p.52～参照

受任調整や後見人支援を行う事例検討会

